

# 許 可 証

令和3年1月22日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

令和 3 年 2 月 22 日

千歳市長 山口 幸太郎



千 管 総 許 可 第 39 号

( 表示 : 千 歳 市 許 可 第 39 号 )

事 業 者 名	リサイクルファクトリー株式会社 代表取締役 本村 信人
住 所 又 は 所 在 地	(本店) 札幌市中央区南4条東5丁目1番地9 (支店2) 北海道千歳市中央690番1
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	事業系一般廃棄物 (木くず、すき取り物、刈草、剪定枝、灌木、 牧草、稲わら、麦幹、枯葉、動植物性残渣 (産業廃棄物に該当しないものに限る))
収 集、運 搬 及 び 処 分 の 別	処分 (中間処理)
営 業 の 区 域	千歳市内
許 可 期 間	令和 3 年 3 月 1 日 ~ 令和 5 年 2 月 28 日
許 可 条 件	関係法令、千歳市廃棄物の処理等に関する条例及び規則等を 遵守すること。業務使用車両は、敷地内でのみ使用すること。

様式第2号（第6条関係）

~~収集運搬業~~

一般廃棄物

許可証

処分業

許可番号	第202号
営業所（処分業にあつては処理場）の所在地又は住所	長沼町字幌内1720番6 夕張郡長沼町字幌内1720番472 夕張郡長沼町字幌内1720番2
営業所（処分業にあつては処理場）の名称	リサイクルファクトリー株式会社 長沼事業所
事業の区分	一般廃棄物処分業
営業の区域	長沼町・南幌町・由仁町
許可の有効期限	令和4年3月31日
許可条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例及び条例施行規則を遵守すること。 (2) 取扱廃棄物の種類 選別施設 すきとり物（土砂と草、草の根の混合物）、刈草・枯草木くず（抜根、伐採木、剪定枝、流木）、 混合ごみ（廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず） 破碎施設 可燃ごみ（木くず、すきとり物、刈草、枯葉） (3) 処理能力 4. 8 t/日（8時間）（伐開物小型破碎機） 160 t/日（8時間）（破碎） 720 t/日（8時間）（選別） 148 t/日（8時間）（移動式木材破碎機）

南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第6条の規定により、上記のとおり許可する。

令和2年4月1日

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅 光





別記第13号様式(第20条関係)

一般廃棄物 ~~収集運搬業~~ 許可証  
処 分 業

許 可 番 号	北広環境指令第94号
営業所(処分業にあつては処理場)の所在地又は住所	北広島市西の里901-1
営業所(処分業にあつては処理場)の名称	リサイクルファクトリー株式会社 北広島事業所
事 業 の 区 分	一般廃棄物処分業(中間処理 選別・破碎)
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 木くず(伐採木・剪定枝・伐根・流木)、刈草、すき取り物に限る。
営 業 の 区 域	北広島市内
許可の有効期限	令和元年9月12日から令和3年9月11日
許 可 条 件	1 取扱廃棄物は北広島市内で発生したものに限る 2 施設を使用する1週間前までに事業開始報告書を北広島市長宛提出すること 3 事業開始報告書により報告した内容を終了した場合には速やかに事業終了報告書を提出すること 4 関係法令を遵守し、適正に一般廃棄物の処分業を行うこと

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第40条第2項の規定により、上記のとおり許可する。

令和元年9月12日

北広島市長 上野正

